

○水産業緊急支援事業補助金交付要綱

(令和2年6月30日告示第18号)

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域漁業者の支援を目的に、本町の、漁業の生産性を高め、漁業経営の安定化を図るため、燃料を購入した場合その経費に対して一部補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において燃料とは、漁業を営むために必要な船舶用燃料をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、港川漁業協同組合とする。また事業実施主体は、補助対象者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、補助対象者への補助金の交付を行うものとする。

(補助対象者)

第4条 この告示で補助の対象は、八重瀬町内に住所を有し、港川漁業協同組合員に限る。

(補助率)

第5条 この告示の補助率は次のとおりとする。

- (1) 船舶用燃料 35%以内

(販売元)

第6条 燃料の販売元は次のとおりとする。

- (1) 港川漁業協同組合

(申請書の提出)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付申請には燃料取扱台帳を備え付け、補助金交付申請書(様式第1号)を町長へ提出しなければならない。

2 前項申請は、港川漁業協同組合が一括して申請すること。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、適切と認めるときは、14日以内に補助金交付決定通知(様式第2号)を交付しなければならない。

(請求及び交付)

第9条 事業実施主体は、補助金交付決定の通知を受けた場合は、補助金交付請求書(様式3号)により交付の請求をしなければならない。また補助金は、予算範囲内において交付する。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から30日を経過する日までに実績報告書(様式4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し)

第11条 町長は、事業実施主体が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業実施主体の当該取り消しに係る部分を命ずることができる。

附 則

この告示は、令和2年7月1日より施行する。

様式第1号(第7条関係)

水産業緊急支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

水産業緊急支援事業補助金交付決定書
[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

水産業緊急支援事業補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

水産業緊急支援事業補助金交付実績報告書
[別紙参照]